

🌸🌸🌸🌸🌸 がん相談支援センター 掲示板 🌸🌸🌸🌸🌸

がん相談支援センターでは、がんの病気や治療、療養生活についての情報探しのお手伝いや相談にお応えしています。また、心のケアや生活に役立つ制度の紹介やご家族の支援も行っています。お困りのことがありましたら、がん相談支援センターに声をかけ下さい。

医療技術の進歩や、副作用をかなり抑えることができるようになり、通院によってがん治療をえる患者さんも多くなりました。

また企業側としても柔軟な働き方を認めたり、業務内容を症状に合わせて配慮するなど両立支援に向けた取り組みの輪が広がってきています。

もちろんあなたの気持ちや家族の状況を踏まえ「仕事を辞める」という選択が必要な場合があります。

ただもし可能であればまずは主治医や看護師、職場の上司の方などと、治療と仕事の両立について話し合ってみてください。治療と仕事の両立についてしっかり考え納得してがん治療に臨んでいただくことは、あなたの療養生活をより良いものにすることにつながるかもしれません。

がんの診断後や治療中の就労について社会保険労務士さんにお伺いしました。



今回お話ししてくださったのは石田社会保険労務士・行政書士事務所
特定社会保険労務士・行政書士 石田百合子先生です。



社会保険労務士さんにはどのような相談ができるのですか？

一番身近な相談としては、年金相談と労働相談です。

年金相談は、いつから、どのくらい年金が受け取れるか、年金の受給権があるのか、といったご相談が多いです。ご本人の加入期間や標準報酬がわからないとお答えできないので、委任状を頂き、年金事務所でデータを確認して回答します。そのまま手続きを依頼されることもあります。

労働相談は、給与未払い、サービス残業、有給休暇、育児・介護休業、いじめ・嫌がらせ・セクハラなどのハラスメント行為など、ご相談は多岐にわたります。

今はSNSでたくさんの情報が得られる時代ですが、いろいろな例外もあり、情報を鵜呑みにすると失敗することもあります。こんなこと聞いてもいいかな？と思われるのも大丈夫です。社会保険労務士で対応できないことは他の専門の方を紹介することもできます。



自営業の人が就労困難となった場合の給与サポートはありますか？

自営業の方で国民健康保険に加入されている方には、傷病手当金はありません。民間の保険会社から、所得補償の保険（持病がある場合は加入できない場合が多い）が提案されていますので、そちらを検討されることをお勧めします。



病気を理由に解雇されることはありますか？

また解雇されないために何か工夫できることはありますか？

残念ながら、病気を理由に解雇をされることはあります。

就業規則の解雇事由の中に「精神または身体状況により業務に耐えられないとき」といった項目がある場合、病気により仕事ができないと会社が判断した場合、解雇を申し渡される場合があります。

しかし、就業規則の中には病気休職に関する項目もあり、私傷病（労災ではない病気やけが）により会社を欠勤する場合、勤務年数に応じ休職期間が決められ、その期間が終了しても復帰出来ない場合、自然退職（解雇ではない）になる、といった規定も多いです。

休職期間が長期に及び、期間の終了までに復職できない場合でも、治癒を妨げない範囲での業務への参加（電話・メール・リモートでの業務参加が可能な場合）などにより、できるだけ会社の負担軽減をすることができれば、解雇される可能性が低くなることもあります。

また、傷病手当金の申請書への証明を会社から受ける際、人事部や在籍部署とコミュニケーションをとり、治療状況や復帰の見込み、休職中でもできることについて説明をすることも有効な手段になり得ます。

会社や、従業員（上司・同僚・後輩）にとって必要であると認めてもらえる人材でいることが、解雇されないための方法のひとつではないかと考えます。



傷病手当金は会社に負担な気がして言い出しにくいのですが・・・

給料と賞与から健康保険料・介護保険料（40～65歳までの方）・厚生年金保険料として引かれている金額とほぼ同額を会社が負担しています。

傷病手当金を受給中の場合は、給与が0円でも、会社・従業員共に保険料の支払い義務があり、会社の負担を心配される方は多いと思います（産前産後休業中・育児休業中は免除制度があり申請すれば会社も従業員も保険料は免除されます）。

傷病手当金は、最大1年6ヶ月という長期間支給を受けることができる給付です。標準報酬月額（直近1年間の平均）の3分の2が支給されますが、傷病手当金を受けることにより、社会保険料・住民税などの支払いや生活費の一部が補填され、療養中の方には安心できる制度です。

長年勤務し業務に精通した従業員が、病気やけがを理由にすぐに退職することは、会社にとって損失です。ぜひ傷病手当金の制度を利用してください。そして復職後、会社の戦力として業務を行えば、会社の負担は軽減されると思います。



活用できる制度のご紹介



- 高額療養費精度
- 限度額適用認定証
- 重度医療(身体障害者手帳1～3級)
- 傷病手当金
- 障害年金
- 任意継続
- 雇用保険の失業等給付
- 介護保険
- 生命保険、就労不能保険
- 医療費控除
- 失業後家族の扶養に入る
- ・・・など



石田先生、ありがとうございました。

がん相談に関するお問い合わせは、1階がん相談支援センターへご連絡ください。電話：0823-22-2111（代）担当：医療ソーシャルワーカー 平本・看護師 西岡